	第 19 次構近古消费生迁家議会 第 4 同版等投計如今今議員	
第 12 次横浜市消費生活審議会 第 4 回施策検討部会会議録		
日時	令和2年3月11日(水)9時58分~11時45分	
開催場所	関内中央ビル3A会議室	
出席者	榎本委員、佐藤(喜)委員、城田委員、田中委員、星野委員、村委員、望月 委員 (オブザーバー) 横浜市消費生活総合センター大澤センター長、荒相談啓発第一課長	
欠席者	長尾委員、細川委員	
開催形態	公開(傍聴者〇人)	
議題	議題(1) 会議録確認者の選出について 議題(2) 「若年者への消費者教育の在り方」骨子(案)について 議題(3) その他	
決定事項	○会議録確認者は榎本委員、城田委員とする。	
	1 開会	
田中部会長	おはようございます。定刻より少し早いですが、第12次第4回の施策検討部会を開会させていただきます。本日は、委員の中で長尾委員、細川委員が所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。その結果、委員総数9名中、7名が出席しておりますので、横浜市消費生活条例施行規則第2条により会議開催の定足数に達しております。また、情報公開条例により、本日の審議会は公開となります。本部会の会議録は、要約はいたしますが、原則そのまま委員名とご発言内容を公表させていただくことになりますのでご承知おきください。それでは、議論に入る前に事務局より報告がありますので、事務局からお願いいたします。	
事務局	おはようございます。よろしくお願いいたします。消費経済課の方で 1月1日付で係長の異動がございましたので、挨拶をさせていただきます。	
松﨑係長	おはようございます。経済局消費経済課消費生活係長の松崎と申します。今年の1月より、こちらの部署の方に参りました。これからどうぞ、よろしくお願いいたします。	
事務局	以上でございます。	

	2 議題(1)会議録確認者の選出について
田中部会長	それでは、議事次第に沿って進めてまいりますが、まず議題(1)で、「会議録確認者の選出」を行います。今回は、順序から榎本委員と城田委員にお願いしたいと思いますが、お二方よろしいでしょうか。
	2 議題(2)「若年者への消費者教育の在り方」骨子(案)について
田中部会長	それでは議題(2)「若年者への消費者教育の在り方」骨子(案)についてというのに入ります。資料2をご覧ください。これまでの議論を元に資料2の骨子(案)を事務局の方で作成してくださいました。次回の第5回施策検討部会が本部会としては、最後の部会となりまして、その際は議論の結果を報告書としてまとめていくことになりますが、その元となる骨子を今日固めるということで、資料2を用いて議論することになります。骨子(案)は3章構成となっておりまして、1ページ目に「はじめに」というのがあって、報告書の目的が記載されております。続いて「第1章」というのがあって、報告書の目的が記載されております。続いて「第1章」というのがあって、第2章」というのがあって、若者を対象とした消費者教育の現状と課題をまとめています。その上で、4ページに「第3章」というのがあって、若者への消費者教育推進に向けた対応の方向性について、これまでの議論をまとめています。本日は、各章ごとに事務局からの説明、報告をいただいた後、最終的な報告書に盛り込んでいく、我々の意見としての追加やまとめ方に関するご意見などを委員の皆様からいただければと思います。それでは、骨子(案)の「はじめに」と「第1章」について、事務局よりご説明をお願いいたします。
	~ 第1章について ~
事務局	着座にて失礼いたします。それでは、資料2に基づいてご説明をさせていただきます。前回の部会で報告書のテーマとしましては、「成年年齢引下げにより危惧される、若者の消費者被害を防止するために、どのような取組をしていくか」が中心である、ということが改めて確認されたかと思います。「はじめに」では、「成年年齢引下げにより、消費者被害が低年齢化する恐れがあり、若年者への消費者教育は喫緊の課題である。これを踏まえまして、本報告書では被害の未然防止・拡大防止といった観点を中心に若年者の消費者教育の在り方と対応の方向性を示す。」と、テーマ設定の背景や報告書の主眼がどこにあるかというのを冒頭に記載させていただいております。続きまして、第1章になりますけれどもこちらでは、「横浜市における若者の消費生活相談の現状」として、本市センターに寄せられた相談を元に記載をしてございます。報告書では図や表を掲載する予定ですけれども、本日は別紙という資料がございますので、こちらの補足資料にデータ等を記載し

ておりますので、合せてご覧いただければと思います。

それでは、第1章「1. 若者の消費生活相談の推移」では、別紙の図1にありますように、18歳から23歳までの相談件数を比較しますと、20歳で件数が突出して増加していることがわかります。その要因としまして、未成年者取消権が抑止力となっていることが部会の中でも触れられました。また、その背景としまして、成人を迎えた直後に悪質事業者に狙われているといったケースがありますが、別紙の参考1というところに事例を掲載していますので、後ほどご覧いただければと思います。また、民法の改正後は、現在の成年年齢よりも2歳、年齢が若くなることから、20歳の時と比べまして知識や経験の差がより大きくなり、被害の急増が懸念されるといったご意見がありましたので、その点についても記載してございます。

続きまして、「2. 若者の消費生活相談の特徴」としまして、平成30年度に寄せられた相談を基に、現在未成年である、18歳から19歳と成人である20歳から22歳の相談内容を比較しています。別紙の補足資料は2ページをご覧ください。「(1)若者の相談に多い商品・サービス」については、別紙の表1にございますように、18歳から19歳では「デジタルコンテンツー般」や「アダルト情報サイト」、「他のデジタルコンテンツ」といった、メールによる架空請求やSNS、アプリの利用といったインターネットに関連する相談が中心に多いことがわかります。一方で、別紙の表2、20歳から22歳では「稼げるノウハウなど、情報そのもの自体が商品である情報商材」の購入に関わる「他のデジタルコンテンツ」や「教養・娯楽サービスその他」、「他の内職・副業」、「投資情報サイト」が多いなど「簡単に儲ける」話をきっかけに被害に遭うケースが多くなっているということが分かります。別紙の参考2と参考3にも事例を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、「(2)若者の相談に多い販売形態」につきましては、別紙3ページの図2と図3をご覧ください。18歳から19歳では、平成30年度は「通信販売」が55%と半数以上を締め、その割合は前年度よりやや多くなっていることがわかります。また。20歳から22歳では、18歳から19歳と比べると「通信販売」の割合が減る一方で、「店舗購入」、「訪問販売」、「マルチ・マルチまがい」の割合が多くなっているということがわかります。

続きまして、「(3)契約購入金額」につきましては、別紙 4ページの図 4 をご覧ください。平成 30 年度の分析を比較すると、18 歳から 19 歳では、「1 ~ 5 万円未満」と「10~50 万円未満」の割合が多いのに比べ、20 歳から 22 歳では、「10~50 万円未満」に次いで「50~100 万円未満」の割合が増えるなど、年齢があがるとともに、契約購入金額が高額になるということがわかります。最後に、資料 2 の 2ページをご覧ください。(4)ですけれども、これまでの消費生活相談の現状から見た「若者の消費者被害の特徴と課題」としまして「7 知識や社会経験の不足につけこまれる」、「7 『儲かる』などの話しにつられやすい」、「7 SNSや7000円和がトラ

ブルのきっかけとなることが多い」、「エ 借金やクレジット契約を勧められ、安易に高額な契約をしてしまう」といった4つの特徴と課題をまとめました。第1章についての説明は以上になります。

田中部会長

ありがとうございました。センターのデータをだいぶ使わせていただいておりますけど、本日も横浜市消費生活総合センターから、大澤センター長と 荒相談啓発第一課長にオブザーバーとしてご出席いただいておりますので、 適宜、ご発言いただくこともあるかもしれません。よろしくお願いします。

「はじめに」と「第1章」についてご説明いただきました。特に第1章では、消費生活相談の現状から若者の消費者被害の特徴と課題をまとめた内容となっているということでしたけれども、今のご説明を踏まえ、何かご意見や追加すべき内容がありましたら皆様から頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

村委員

1ページの第1章の1の三つ目のところなんですけれども、「成年年齢引 下げで今よりも2歳成年が若くなる」という指摘がありますよね。それから 「2歳若くなり知識や経験の差もある」となっていますが、私の多くない経 験に基づく話で申し訳ないのですが。十数年大学の教員をやっているわけで すけれども、成年年齢が18歳になるということが、どういうことかという ことなんですけど。浪人しないで順調にいくと多くの人たちが高校3年生の 誕生日で成年を迎えるわけですよね。現在の 20 歳は、高校を卒業して2年 目なので、社会人になった人もいるし、大学生になる人もいるし、専門学校 にいった人もいるということなんですが。 高校を卒業した2年間というの は、社会人になった場合でも大学生になった場合でも、私は専門学校にいっ た場合は、よくわからないのですが。自分で決めて自分でやらなければいけ ない、という経験や失敗しても自分でどうにかしなければいけない経験をも ろにするわけですよ。例えば、大学の場合だとクラスはないし、教室はない し、担任の先生はいないし、授業は自分でとって卒業単位に届くように自分 で差配しなきゃいけないわけですよね。部活なりサークルなりバイトなり、 上手くやれるように差配していくわけですよ。この2年間で学力や勉強する ようになったかは置いておいて、学生はすごく成長するんですよね。赤ちゃ んだったのが大人になったように見事に変わっていくんですね。しかし、高 校3年生の誕生日を迎えた時点ではそれが全然ない状態で。生徒たちは全然 自覚していませんけれども、小学校、中学校、高校と結局、先生と親が面倒 を見ているわけですよね。保護下にある。はっきり言って保護されて、みん なに守られているという自覚は、高校生には全くありません。そういう状態 で成年になるというのは、2歳の年の差があるだけではないと私は思いま す。だから、ここで言うと、「2歳若くなる」ということしか問題にはして いませんけど、そういう現実を少し書き込んでいただいた方が、18歳に引き 下がるというのは、ただ2歳若くなるということだけではないということが わかってもらいやすいんじゃないかなと。書き方が少し難しいかなと思いますが、このままでは、ただ2歳若くなるだけで、2歳くらい大したことではないでしょ、という意見も出かねないので。この2年間でものすごく成長にとっては大きいと私は思うので、そこを書き込んでもらえると良いと思います。

田中部会長

ありがとうございます。高校卒業後の2年間にあたるので、そこにおける 社会などでの経験や得る知識は膨大なものになるので、この2年は他の世代 における2年と比べると大きいということですよね。それでは、そういう形 で盛り込んでいければと思います。

望月委員

今の意見の補足になりますが。「知識や経験」という言葉があるんですが、 例えば補足として「社会における社会的知識や社会的経験」としてはいかが でしょうか。

田中部会長

はい。わかりました。

村委員

ちょっと補足をします。そのことって、2ページ目の(4)の特徴と課題に結びつく部分でもあると思うんですけど。結局、万能感、幼いほど万能感があるんですよね。「自分はなんでもできる」と。結局、社会経験がほとんどないということは、万能感が残っているんですよね。だから、世間はどうあれ、「自分はよく分かっていて、絶対大丈夫」と、根拠あるの?って言うと全然ないんですけど。そういう万能感が残っています。

だから、大学に入って5月くらいになると新聞の訪問販売の被害に遭う学生が出てくるんですけど。どうして被害に遭ってしまうのかという話になると、「自分はちゃんと断れるし、絶対に大丈夫」という自信があったんだけど、「現実に遭遇したらダメでした」と。だから、結局、セルフイメージが社会経験がないために誇大なんですよね。危機管理が全然できていない。それは要は、(4)アとも他の内容とも結びつくと思うので、わかりやすく書ければと。

田中部会長

事務局から何かありますか。

事務局

今いただいたご意見を踏まえて、記述を膨らます工夫をしたいと思いま す。

田中部会長

今出たご意見はそれぞれ、意見に説得力を持たせるために必要な事項だと 思いますので、今課長がおっしゃったような方向でまとめていきたいと思い ます。

星野委員

データが色々出ていますが、全国データの比較はできないでしょうか。比較した上で横浜市ならではのものがあれば、せっかくなので記載しても良いのかなと思いました。

村委員

よろしいでしょうか。全国的なデータだと、国民生活センターのデータがあればできると思うんですけど、私の知る限りで言うと別に全然違いはないと思います。全国的な状況と横浜市はほとんど変わりがないというのが私の認識ですが。

星野委員

変わりがあればというくらいで。

村委員

むしろ、全国的にも横浜市と同じ状況になりますというようなことになるかもしれませんし、分析していただいた上で、特徴があればそれは記載していただき、そうでなければというところでしょうか。

星野委員

何もなければ、いいと思いますが。

田中部会長

星野委員のご指摘もごもっともで、村委員のご意見も私の認識と同じなのですが。比べるとしたら国民生活センターのデータ及びその分析と横浜市の分析となるでしょうが、傾向の違いなど何かコメントしておくことはありますか。

事務局

実際に比べてはいないのですが、私たちがよくやるのは他都市との比較は よくやるのですが。そういった中ではほとんど同じ傾向になっているという ところで、全国的な比較はしていないので、確認はいたしますが今の印象で すと、あまり変わりはないのかなという印象です。

星野委員

私もあまり変わりはないのかなとも思うのですが、実際に比較したわけではないということでしたら、見てみないと分からないですよね。

田中部会長

一応、確認をお願いします。

事務局

はい。確認させていただきます。

望月委員

今の補足ですが、私が最近見た情報ですと、横浜市の消費生活総合センターから発行されています、「よこはまくらしナビ増刊号」によりますと、星野委員からお話しがありましたような、相談の多かった上位5品目など記載されています。これが何かと言いますと、「消費生活相談の動向2019」から抜粋されてものなので、これを参考にされると少しわかるかもしれません。

佐藤委員

文章を読めばわかるのでしょうが、18歳から19歳で一番多いのが「デジタルコンテンツー般」で20歳から22歳が「他のデジタルコンテンツ」となっていて。多分、「デジタルコンテンツ一般」は書いてあるように、アプリとかSNSとかそういうものを指しているとわかりますし、「他のデジタルコンテンツ」というのも、情報商材ですとか儲け話なんだなと、なんとなくのイメージはわかるのですが。パッと文字だけ見た感じだと、表に目が行くのでどう違うのかなと思ったりもします。もう少し、補足と言いますか違いがわかるような工夫が必要かなと思いました。表に注釈を入れるほどではないかもしれませんが、ちょっと表を見た時に左と右とどう違うのだろうと思ってしまったので。

事務局

はい。そこは工夫をして分かれていることがわかりやすいようにしたいと 思います。

佐藤委員

そうですね。どっちもが上位に来ているだけにわかりづらいかなと思いました。

田中部会長

ちなみに、どういう定義なんですか。

事務局

「デジタルコンテンツー般」の括りの中に「他のデジタルコンテンツ」も含まれていまして、パイオネットの仕組み上、キーワードが複雑に分かれております。先ほど、佐藤委員からありましたように事例に記載されているような内容でしたり、デジタルコンテンツそのものはインターネットを介して契約をしているようなものとなりますので、「他のデジタルコンテンツ」ですと、スマートフォンなどを使って副業サイトなどの契約をしてしまったというものも含まれていまして、相談の内容でかなり細かく分かれている部分があります。ただ、パイオネットのキーワード一覧というものがありまして、ある程度、こういう内容のものを割り振ると決まっているので、報告書に記載する際はそういった点も含めて補えるようにしたいと思います。

田中部会長

必ず1つに分類されるんでしたっけ。

事務局

複数割り振られる場合もありまして、第1キーワードや第2キーワードといって1つの相談について、関連するものをいくつか割り振ることもできます。今回の表は一番最初に振られているキーワードを元にした内容です。

村委員

今お話しがあったのは、国民生活センターがネットで情報を集積するシステムとしてパイオネットを使っているわけですが。そこで決めているキーワードを振って入力しなければいけなくて、キーワードを元に分析をしているわけですけれども。こういう言い方しては何なのですが、国民生活センター

のキーワードは全然学術的なものではなく、現象ごとにキーワードを増やしていくというものなので、いわゆる定義、抽象的なきちっとした定義は多分ないんですよね。なので、佐藤委員のご指摘はもっともで多分一般の方が見ても全然わからないだろうなと思うので、「デジタルコンテンツ一般」で苦情が多いものの上位何種類かの例示を挙げていただくレベルでいいんじゃないかと思います。厳密な定義はできないですね。相談員さんも困っているところですけど、歴史が非常に長いものなので整合性があるキーワードに変えるというのは莫大な量ですし、相談員さんにも負荷がかかるのでできないんですよね。要するに、出来の悪い旅館が違法改築されているみたいな、良く分からない状態で構造がめちゃくちゃになっていると。公的な場所でこういう発言は不適切かもしれませんが、実態はそうなっていると思います。なので、典型的な例示をするということでどうでしょうか。

田中部会長

それでは、脚注をつけて「〇〇、〇〇〇、〇〇〇など」という説明の方がいいと。明確に定義しろと言われても、かえって混乱するだろうということですね。わかりました。それではそういう方向で整理したいと思います。それでは、第1章についてのご意見はこの程度でよろしいでしょうか?それでは、骨子(案)の2ページ「若者を対象とした消費者教育の現状と課題」について、事務局からお願いしたいと思います。

~ 第2章について ~

事務局

資料2の2ページをご覧ください。第2章になりますが、「若者を対象 とした消費者教育の現状と課題」につきましてまとめています。「1.若 者の消費生活に対する意識」としまして、現状については、若者が「自 分が消費者被害の被害者になる」という意識がなく、消費者問題に対す る関心が低いことが挙げられました。課題としましては、消費者問題が 自分自身の問題だと若者に思ってもらう必要があるといったご意見や消 費者被害に遭っていたとしても、自覚がなかったり、本人が被害に気づ いたとしても大人には相談しない傾向があるということが挙げられまし た。続いて、「2.最近の若者の傾向」というところですが、現状につい ては、活字を読まない、積極的に行政情報にアクセスしない傾向がある といったことが、国民生活センターの特集記事でも紹介されていました。 また、委員から、若者はSNSで様々な情報を得ているといったご意見 や「こういう被害に気を付けて」といった「知識提供型」の授業は、あ まり若者に受け入れてもらえない。一方で「被害防止の担い手として、 自分たちにできることは何だろうか」というアプローチをした方が若者 は関心を持ちやすい、といったご意見が挙げられました。課題としては、 文章をあまり読まず、行政情報を積極的に見ない若者に有効な啓発手法 を検討する必要があるといったご意見や経験的に自分のことに引き付け て考えられるような授業や教材の工夫をしなければ、消費者教育は身に 付かないといったご意見が挙げられました。

また、「3. 国及び神奈川県の動向」でございますが、国では、高校生 向け教材「社会への扉」を活用した授業の実施や消費者教育コーディネ ーターを全都道府県で配置することなどを目標に設定しており、神奈川 県では、高校生向け教材を発行し、県下の高校へ配布する他、教員向け 研修の実施をしているといった状況があります。続きまして、3ページ でございます。「4. 横浜市が実施している若者向け消費者教育等の現状 と課題」についてでございますが、「(1)市立高校における消費者教育等」 については、現状としまして、出前講座の活用が進んでいない状況があ る他、高校にリーフレットを配布するに留まっている状況があるといっ たことでございます。また、家庭科の授業では授業時間数を確保する時 間が難しいこと、教科以外にも学校に求められる教育の幅は多岐に渡っ ているということがございまして、それらの学習時間の確保も難しい状 況があるということでございます。また、学習指導要領の改訂により、 家庭科において消費生活に関する内容が充実し、限られた時間の中で具 体的な指導がより一層、求められているといった状況がございます。課 題としては、教材を配布するだけでは不十分であるといったご意見や実 効性のある取組を定着させるために、検証をする仕組みを整える必要が あると言ったご意見をいただきました。また、高校の授業では、教科書 の用語を説明するだけではなく、具体的な事例を基に学ぶなど、授業手 法の検討や消費者問題を専門外とする教員の方がいらっしゃるというこ とも踏まえまして、授業支援の方策を検討する必要があるのではないか といったご意見もいただきました。続きまして、「(2)大学における消費 者教育等」でございます。現状としまして、一部の大学で啓発リーフレ ット等の配布や出前講座等を実施しておりまして、委員の方からは、教 職員が学内の被害を把握することが難しい状況にあるといったご意見を いただきました。課題としましては、大学と連携した啓発などが一部の 大学に限られておりまして、不十分であることや大学における消費者教 育を進めるには、教職員への注意喚起等を行いまして、大学生への啓発 が重要であることの理解を深めていただく必要があるといったご意見を いただきました。続きまして、「(3)広く若者を対象とした消費者教育等」 でございますが、現状としまして、ツイッターやメールマガジンなど様々 な媒体を活用した情報発信をしている一方、課題としましては、それら の情報が若者に届いているか、またはその存在自体が知られていないの ではないかといったご意見をいただきました。また、消費者被害防止に 関する情報は、若者が見て「面白い、楽しい」と興味を引く情報ではな いということがあるため、積極的に啓発情報を見に来る若者が少ないこ とが予想されており、若者を引き込む工夫が必要であるといったご意見 をいただきました。また、学びの場から離れてしまうと、一堂に会して 消費者教育を受ける機会がなくなるといったご意見をいただきました。

続きまして、4ページをご覧ください。「5.事業者における従業員へ

の消費者教育の現状と課題」についてでございますが、現状としまして、 消費者教育推進法では、事業者が従業員への消費者教育を実施するよう 努力義務規定がございますが、その認知度が低く、またわかっていたと しても、特に中小企業では時間や金銭的な余裕がないなど、従業員への 消費者教育が十分に行える環境が整っていないのではといったご意見を いただきました。課題としましては、高校卒業後、入社する若者はこれ までの生活環境などの変化が大きく、消費者被害に遭うリスクがあるた め、若年で社会に出る人への教育も必要だといったご意見をいただきま した。第2章については以上でございます。

田中部会長

ありがとうございました。「第2章」では若者を対象とした消費者教育の現状と課題ということで、若者の特徴や高校、大学を対象とした消費者教育の取組などについて現状と課題をまとめた内容となっております。今の事務局からの説明を踏まえ、「第2章」についてのご意見や追加した方が良いのではないかと思われるご意見をお願いしたいと思います。

星野委員

4 (1) の課題のところで、「取組の検証をする仕組みを整える」とありますが、「取組の検証をする仕組み」って市立高校の取組だけではなく、全体にかかってきていることだと思うので、他の取組についても効果測定のようなことを何らかの方法でやった方がいいんじゃないかという話がこれまでも部会の中であったと思うので。例えば、企業だと好感度調査のようなものを毎週アットランダムに行っていて、多少、内閣支持率みたいな感じでブレはありますが、全体の傾向として見てみると上がったり、下がったりというのが見えてくる部分もあるので。やる施策すべてでやっていくくらいの姿勢でいた方がいいと思います。全体に係るような表現にした方がいいと思います。

田中部会長

すべてのところでの課題になるということですよね。それは、おっしゃるとおりだと思います。ここは、現状と課題なので、それをどうしていくかという次のところに時間を割いた方が良いとは思いますので、他にご意見がなければ。はい、どうぞ。

村委員

3ページの4(1)課題の下から二つ目の丸の部分で、「成年年齢引下げに対応できるような授業支援の方策の検討」とあり、その通りで先生たちはとても困っていて、どういう風に授業したら良いのかとかですね。例えば、家庭科に限らず、高校での消費者教育についての研修とか情報提供というようなものを高校の先生向けに行っていくというような例として、抽象的な「授業支援の方策」だとわかりにくいので、例えばそういうようなことを書いていただいても良いのかなと思います。

田中部会長

今のってむしろ、3章のところに盛り込んでいく感じですかね。もちろん対策のところで出てくるので、2章と3章が繋がる形でご意見を反映していく形にしましょう。

佐藤委員

3ページの一番下、「一同に会して」とありますが、お堂の堂で「一堂」 ではないでしょうか。

事務局

ご指摘のとおりでございます。すみません、修正いたします。

田中部会長

では、最も大切な第3章について、骨子(案)の4ページからになりますが、事務局より説明をお願いします。

~ 第3章について ~

事務局

資料2の4ページをご覧ください。第3章では、「若者への消費者教育 推進に向けた対応の方向性」についてまとめています。「1. 基本的な考 え方」についてですけれども、前回の部会で、「消費者被害に遭わないた めにどうするべきかを積極的に考える消費者を育てていく」ということ にも言及してはどうか、といったご意見をいただきました。それを踏ま えまして、基本的な考え方としまして「自ら考え、積極的に行動する消 費者を育てる」といった文言を提示させていただきました。続きまして、 「2.対応の方向性」についてですけれども「高校向け」、「大学向け」、 「事業者における従業員教育の推進に向けた働きかけ」、「啓発及び情報 発信の効果的な手法の検討」の4つに分けてまとめました。まず「(1)高 校における消費者教育の推進」についてですけれども、「ア 教員向け研 修等の実施及び授業支援」としまして、教員向けに研修等を実施し、教 科にとらわれず、学校全体として危機意識を高めてもらう。二つ目とし まして、消費者問題を専門外とする教員が成年年齢引下げを踏まえた授 業が行えるように教材の活用方法に関する研修を実施したり、外部講師 の活用についての支援をする。三つ目としまして、授業で活用できる映 像教材等の整備といった内容としています。続きまして「イー効果的な 教材の活用」としまして、体験型教材の活用。二つ目としまして事業者、 事業者団体、労働組合等との連携。三つ目としまして、教材や取組の検 証、効果測定を行い効果的な取組みとして定着させていく仕組みの検討 といった内容をまとめました。最後に「ウ 学校での取組強化」としま しては、家庭科における消費生活分野の授業時間を増やすよう働きかけ る。二つ目としまして、社会科においても消費生活分野の授業を実施し てもらうように働きかける。三つ目としまして、保護者への情報提供と いった内容をまとめました。次に5ページをご覧ください。「(2)大学に おける消費者教育の推進」についてですけれども、「ア 教職員を含めた 大学への情報共有の強化」としまして、教職員に学内での被害防止の重 要性について理解を深めてもらうために、情報共有の仕組みを構築する。

「イーモデル大学による検証」としまして、モデル的に消費者教育の取 組について検証を行い、実施大学を増やしていくといった内容をまとめ ました。次に、「(3)事業者における従業員教育の推進に向けた働きかけ」 につきましては、従業員の消費者被害が事業者のリスクにもなり得るこ とから、特に若い従業員に向けた消費者教育の必要性を伝えるとともに、 事業者が活用できる出前講座等の情報提供を行うといった内容をまとめ ました。最後に「(4)啓発及び情報発信の効果的な手法の検討」について ですけれども、「ア 魅力的な啓発・情報発信」として、プロスポーツチ ームや著名人などと連携して、若者の注意を引きつけ興味を持たせる工 夫をする。二つ目としまして、若者が集まるようなイベントでの啓発を 行うなど、庁内の他部署とも連携しまして、分野を超えて様々な啓発の 機会を捉える。三つ目としまして、若者がよく利用する飲食店でポスタ ーを掲示するなど、日常生活の中で自然と啓発情報が目に入る環境を整 える。「イ 若者目線に立った啓発・情報発信」としましては、若者へ消 費者被害の状況や消費行動等について実態調査を行った上で、効果的な 啓発方法の検討をする。二つ目としまして、若者目線でどういった情報 が響くのかなど、当事者の意見を踏まえた取組を行う。三つ目としまし て、消費者教育の担い手として、周囲の消費者被害の歯止めとなる若者 やインフルエンサーとして啓発情報等を発信できるような若者を育て る。といった内容をまとめております。「ウ SNS等を活用した情報発 信等の促進」として、SNSや検索エンジンサイト等でトラブルの解決 方法を検索した若者が、啓発情報に繋がるような仕組みの検討。二つ目 としまして、SNSやインターネットを活用した相談受付の検討といっ た内容でまとめています。最後に「エ 行政機関への来庁者等を対象と した啓発」としまして、転入手続の際など区役所に来庁した際に注意喚 起を実施したり、行政からの発行物に啓発情報を添付するなど、様々な 機会を捉えて情報発信を行う。といった内容をまとめてございます。第 3章についてのご説明は以上となります。

田中部会長

ありがとうございました。「第3章」では、これからの対応についての 議論の内容をまとめていただいていますけれども、皆様からご意見を頂 戴したいと思います。今までの部会で出ていた議論はだいたい載ってい るかなとは思いますけれども。

望月委員

4ページの2(1)アにあります、三つ目の丸ですが、「授業で活用できるDVDや映像教材」の部分で、以前、eラーニングなどで自らがプルして学べるような仕組みがあった方が良いのではないかというお話しをさせていただきましたが。DVDではやはり思考の転換をしていかなくてはいけなくて、受け身の形になってしまいますし、集団的なものになりますので。スマホを全員が持っているわけではないと思いますが、パ

ソコンもありますし、家庭内での啓蒙活動と言いますか。消費者として の啓発ができるようなものがあっても良いかなと感じました。

星野委員

媒体としてDVDだけではなく、YouTube など家庭でも見られるものということなので、資料にはカッコ書で「YouTube による閲覧の整備」とありますので、多分そういう趣旨なのだと思いますが、そういう趣旨だということを明記した方が良いということでしょうかね。

事務局

はい。趣旨がしっかり伝わるような形で内容を膨らませて書きたいと 思います。

田中部会長

YouTube である必要はないですよね。

望月委員

そうですね、Twitter などの SNS でも良いと思います。

星野委員

重複になりますが、効果測定の部分については、高校における取組だけではなく、他で触れられている部分もあるとは思いますが、全体に係るように記載していただければと思います。

事務局

各所に載せるか、全体を通して載せるかは相談させていただきます。

佐藤委員

では、どうするかという話ではないのですが。5ページの(4)アの「魅力的な啓発・情報発信」とあり、それはその通りなのですが、お金がかかる話ばかりだなと思いながら読んでいて、そして主語は誰なのだろうと。誰がこれをやるのだろうかというのが分からない。例えば、高校や大学に働きかけるということであれば、行政が提言していったりあるのでしょうが。若者が集まる場所で啓発しろって誰が言って、誰がやるのだろうと。主催者がやるのか、やらないのか。プロスポーツと言っても前にも意見がありましたが、お金がかかるし、誰がやるのだろうと。ストンと落ちてこないと言いますか。行政の方で工夫するのか。他の部分はこうしよう、こうあるべきというのがわかるのですが、この部分については、誰がやるのというのがもう少しわかりやすく、文章の整理みたいなのが、必要なのかなと。これから文章に落としていく中であるのかもしれませんが。ストンと来なかった印象があります。

事務局

今ここで考えているのはほとんど、役所の方で仕組みを構築していく ものかと思っております。調べている中で、他の部署でやっているもの だと例えば、プロスポーツチームのお話しですと、公共枠みたいなもの があり、そこを活用できないかとかそういうことは調整と言いますか、 交渉をしかけているところではあります。実現できないことはないので すが、公共枠を使いたがるところは多いので、順番が回ってくるかなというところはあります。それから、イベントについても今は中止などになっていますが、色々と遊びではないような、学ぶようなものも大小さまざまやっておりますので、そういう機会を捉えてやっていければと思っております。中止になってしまったのですが、区役所に行った時に高校生の交通安全の啓発でスタントマンを使って行うというのが、県立高校であると聞きまして。そこのところでチラシを配布したり、話をしたりする調整をしたのですが、コロナの関係で中止になってしまったというのがあります。このように、色々なものがありますでの私たちの方で機会を捉えてやっていきたいと思っています。

佐藤委員

要するに、市として協賛というか、後援などバックアップをするような機会に情報提供したり、資料を出したりして入っていくということですね。

事務局

はい。後は、センターの方でも色々やっておりますので、その時に連携できればと考えております。

田中部会長

一言で言うと、消費者行政に対してものを言う審議会なので、特に断りがない限りは努力するのは行政だということですね。行政にこういうことをしなさいと意見を言うという風に捉えていただければと思います。疑問点については、課長にお答えいただいた通りです。

村委員

5ページの(4)イとウにまたがる意見なのですが。「若者目線に立っ た啓発・情報発信」や「若者自身にインフルエンサーになってもらう」 とか、「若者自身が繋がっているような仕組みの構築」だとか抽象的には その通りだと思うのですが、何から取り掛かるのという問題があると思 うんですよね。具体的にどうすればいいのと。その時に、例えば(4) イに「実態調査を行う」とか「当時者の意見を踏まえ」とかありますよ ね。市の職員がやっていくという風に見えてしまうのですが、例えば、 今現在も横浜市のセンターでは消費者啓発用のチラシなどを月間などで 出していますよね。毎回とは言いませんが、1年に1回など高校生や大 学生を編集委員として募って、こういう現実があるのだけれども、どう いう風に発信していったら良いか、というようなことで、高校生や大学 生に入ってもらって一緒にやってもらうと。そうすると、その子たちは 今若者に何が起こっているかをつぶさには知らないと原稿を書けません ので。そこで、自らが発信者となるために勉強もするし、自分たちの仲 間に伝えるためにはどういう方法が良いだろうかと考えるし、というこ とで核になる可能性がありますよね。そのような形で高校生や大学生を 募って、というのが現実的で良いのかなと。そして、数年やってみて先 ほどおっしゃったみたいに、効果測定して軌道修正が必要であればしていくという。抽象的な記載だけだと、わかりにくいと思うので現実可能性があればということですが、具体的なことを盛り込んでここまでやってみてくださいとした方が、実際にできるかなと思うのですが、いかがでしょうか。思いつきですが。

田中部会長

第3章2(4)イ、ウというところに、「参加してもらう」ということ を盛り込んだらいかがかということですね。

村委員

はい。公募して。

田中部会長

具体的なご意見だと思うのですが、皆さんいかがですか。

星野委員

聞きながら、高校とか大学とかでメディアについて学んでいる子やPRについて学んでいる子を上手く取り込んでいけば、彼ら自身の勉強にもなるし、何なら大学と提携して単位になるとかだったら、喜んで参加してくれるのかなと思いますね。それぞれが別のコミュニティも持っているだろうから、それぞれが発信者にもなりますしね。村委員のご意見を伺いながら想像していました。

事務局

一番怖いのは、公募して集まらなかったときが怖いので、星野委員が 言われたみたいに大学と提携するか、そういうやり方を考えられれば良 いかなと感じています。一生懸命やっても誰も手を挙げないというのが 想像できるので。

村委員

そこは形式的には公募だけれども、実際は根回しが当然必要になると 思います。一般公募で集まるかというと、集まらないですよね。

田中部会長

一般公募するかどうかを報告書に書く必要はないと思いますので。モデル大学についても大学名は書いていませんが、横浜市がモデルにするとしたら、どこなんだろうというのは当然ありますので。それともリンクすればモデル大学から学生さんを引っ張ってきてやってもらうこともできるでしょうし。公募とまでは書かなくていいと思います。若者に参加してもらうということですね。

星野委員

横浜市立大学には適当な学部がなかったのですが。都市科学部とか最 近できたようなので、よさげな学部がないかなと思いますが。

田中部会長

学部は関係ないような気もしますけどね。みんな消費者なので。

村委員

ただ、やはり何か結びつきがないと、学校が一緒にやるのは学校の方とすると受け皿となるのは難しいかもしれませんね。なので、さっきご意見があったように、メディア関係だとかコミュニケーション関係だとか、あるいは経営でも良いと思います。コマーシャルという面でどうやってうまくヒットさせられるかという考え方もありますよね。法学だとか家政学部だと直結しますので。何かやはり関係するものがあった方が現実的かなと思います。部会長がおっしゃる通りなんですけど、だた誰も自分のところは関係ないと。それが問題なんですけどね。

田中部会長

おっしゃることはよくわかります。いろいろな大学に声をかけて乗ってくれるところがあると良いですよね。

事務局

今でも連携しているところがないわけではないのですが。具体的には明治学院大学とはインターンシップの受け入れということで、実習はセンターでやってもらうということで、お受けしていますが。昨年が特別だったのかもしれませんが、希望者の数が減ってきていまして、危機感は持っているのですが。逆にこの間、横浜市立大学に行きましたら、事務局と教職員の方から、学生の消費者被害、特にマルチ商法の被害が深刻になっているということで、何かやってもらえることはないかという話が来てはおりまして。そういう意味では、もう少し突っ込んだところでより効果が上がるようなものを一緒にできないかということで、もしかしたらできるのかもしれないなと思っております。少し、私たちの方で当たりたいと言いますか、具体的に大学や専門学校に足を運んで話を聞くとか、してみたいなという気はしています。

佐藤委員

5ページの(3)の事業者に関する部分で、私の立場は事業者ということですが。前回申し上げた通り、各企業が従業員の消費者教育みたいなものをやらなくてはいけない、努力義務があるという認識が全く今ないというのが実情です。それをやってもらうにはどうしたら良いかと色々考えていたのですが。人事とかそれから経営層がその意識を持ってもらわないと、消費者対応の部門が動いても動かない。ここだけ、個別に書いてほしいというのは無理があるのかもしれませんが、「消費者教育の必要性を伝える」のは誰に。例えば、「人事部門や経営層」にとかっていう言葉が入ると具体的だなという意識が自分はあります。消費者対応の部門というのは企業の中で力は勢力的にそれほど強くなくてですね、なかなか意が通らない。やはりトップが動けば会社は動く。経営層が従業員の中に消費者被害が出ているということが由々しき事態だと認識してもらわなければいけないですし。それから教育であるとか新入社員の研修は人事部門が握っていると思うので、人事部門が真剣になって消費者教育の場面を作ってくれる意欲がなければ、多分できないのかなと、

そんな気がしたので。ですので、ここだけ、具体的に経営層だとか人事だとかって入れるのはおかしいかもしれませんけれども、そういうニュアンスがとこかに入れられないかなと。ただ、「消費者教育の必要性を伝えていく」だけではちょっと弱いかなというのが感想です。

事務局

はい、ありがとうございます。膨らませていただきます

田中部会長

あと、せっかくなので、今の佐藤委員の発言と関連させて申し上げると「事業者における」という部分は「事業者、事業者団体、労働組合等における」としてはいかがでしょう。個々の事業者というより、事業者団体で企画していただくとか。組合は色々やっているということはこれまでの議論の中でも申し上げましたが、そのように書いておくのはどうでしょうかね。

事務局

はい、追加いたします。

田中部会長

「第3章」というのは、とても大事なところで、今言っておいていた だかないと報告書に載らないのでね。

村委員

(3) の「事業者における」という部分ですが、事業者団体というとすごくたくさんあるので、例えば商工会議所などはどうなんでしょう。

田中部会長

色々あるので、個別に書くと語弊があるかなと思ったのですが。どこでもいいわけですよね。

村委員

そうですか。

田中部会長

はい。榎本委員のところだってそうですよね。

榎本委員

うちは、今年の新入社員教育に大澤センター長のところに頼んで、やってもらいます。

大澤センター長

はい、今調整中ですね。

榎本委員

やはり先ほど言ったみたいに、トップがやれっていったらやるんですよ。私なんかやはり、ここで勉強させていただいて社員の幸せを考えなければいけないと。従業員が被害に遭うのは我々も本意ではないので、そういうところからお願いしました。若い人がいるわけですからね。一応やっています。

星野委員

事業者に対してだと、横浜市では恐らく CSR を頑張っている企業への認定制度があると思うのですが、その中の項目として従業員教育をどんな形でやっているかみたいなものがあり、さらにその中で個別に消費者教育が含まれているかというところまで踏み込んでいければ、そういう認定を目指したい企業にとっては良いのかなと思いました。ちらっと調べてみると、IDEC というところで横浜型地域貢献企業という事業があって横浜の地域を意識した CSR 活動について認定をする制度がどうやらあるようです。

田中部会長

市がやっているのですか。

榎本委員

市の外郭団体ですよね。

星野委員

最上位認定、上位認定の2パターンがあるようです。

大澤センター長

私は前に IDEC におりまして、地域貢献企業はおっしゃるように CSR ということで、地元に貢献している企業の認定を行っています。ただそれは、横浜市の中小企業振興の施策の中でやっているので、大きく言うと横浜市の施策です。確かにおっしゃるように従業員の消費者教育という視点はあまりなかったかなという気がしますので、それは行政の方でそういう項目はどうですか、と働きかけていただいて、やっていただければと思います。佐藤委員がご所属の団体でも消費者志向の経営という中にそういう観点が入っていて、色々取組はされていますので、色々通ずるところはあると思います。

星野委員

できるということですね。

事務局

具体的にこちらの動きをどうしようかというのは今の時点では浮かんできませんで、どうやるのかは探りを入れてみたいと思います。

田中事務局長

消費経済課が関わっているところで、そういうことを所管していると ころはないということですかね。

事務局

はい、ありません。ですので、他のところとの調整になって、要件を これ以上増やすはちょっと、と言われると、辛いところもありますので。

星野委員

たくさんあるうちの一つ増やすだけですからね。

大澤センター長

評価制度としては出来上がっていまして、その中の評価の項目がある 程度設定されていますので、あとはどの程度そういう要素を入れるかど

うかというところから、もう一回組み立てることになりますので、関係 するところとの調整は必要になってきますね。 星野委員 そうですよね。まあでも、横浜市としては経済局も他のところも一緒 だと思うので。 何らかの形で載せておくのは良いんじゃないでしょうかね。 田中部会長 事務局 はい、審議会のご意見ということでは受け止めたいと思いますが、具 体的な話は少し悩みたいと思います。 政策は当然、優先順位があるでしょうから。ただ、意見としては言わ 田中部会長 ないと。 つまらない質問なのですが、4ページの2(1)ウの二つ目の丸です 村委員 が、「社会科においても」とありますが、高校に社会科ってあるんですか。 ものすごくくだらない質問ですいません。 田中部会長 ないのでしょうか。私はあるものだと思って言っておりましたが。 村委員 高校の場合だと、政治経済とか。 星野委員 現代社会とか。 教科としては分かれると思うんですが、教員免許証は確か社会科じゃ 事務局 なかったかと。表現を正確にいたします。 昔は入学試験とかで、国語・英語・社会とか言っていましたが。 田中部会長 村委員 今は言わないですね。公民とか歴史とか。 そうなんですが、それを広く括って社会科のうち1科目という言い方 田中部会長 を昔はしていましたよね。 事務局 調べて、正確な表現に修正します。 私が中学校の時代だと、公民の授業に取り入れればいいのかなと思い 星野委員 ますが、確かに高校だとどの科目かなと困っちゃいますね。

事務局

調べます。

城田委員

以前の部会で、2022年に向けた短期的な取組みとそれとは別に長期的 な取組みと両方の視点が必要ではないかという意見を申し上げて、その 意見がこれで言うと4ページの2(1)のイのところで、「体験型教材の 活用」という部分でだけ活かしていただいたんですけれども。この部会 はあくまで方向性を決める部会で何をするかを決める部会ではないの で、網羅的なまとめになるのも仕方ないのかなと思うのですが。じゃあ 、どれをどうやっていこう、構築をしていこうとかやっているうちに 2022 年が来てしまって、その当時の18歳、19歳が一気に被害に遭うというの がとても懸念をされるので、うまくまとめられるかとうのがわからない のですが。何はさておき、2022年までにやることっていうのをピックア ップできないものだろうかと。ここにある中でとりあえずこれはできな いのかな、と思ったのが、5ページの(4)のウのところなんですが。「ト ラブルを検索した若者が啓発情報に繋がるような仕組みの検討」とあり ます。大概、怪しげな勧誘を受けたりすると、ネットで検索しますよね。 今のネットの中ですと、怪しげな探偵事務所や法律事務所に繋がって、 なんかこうさらに二次被害に遭うようなところに誘導されてしまった り、ましてや若者ですとついついクリックしてしまうことがあると思う ので、被害に遭っちゃったなと思って検索した子が、センターに相談で きるような SNS の仕組み。私もあまり詳しくないのですが、センターが 上の方に出てくるですとか。そういう仕組みというのは早めに予算組ん で事業者にお願いすればできるんじゃないかなと思いまして。そういう ことは短期的にできるんじゃないでしょうか。あと、SNS とか Twitter での発信というのもイベント的にあと2年の間にガンガンとやることは できないかなとか。そういう風に思いますので、短期的という部分をま とめの中でクローズアップしていけないかなと思いました。

事務局

具体的にうちの方で、これはというものを短期的に 2022 年に向けてやっていけるようなまとめにしたいと思います。

田中部会長

2022 年に向けた緊急対策というのが、体験教材の部分にだけ出てくるので、それだけではないんじゃないかというご意見ですよね。特に「SNS 等を活用した情報発信等の促進」あるいは「啓発・情報発信」のイの部分も入るんですかね。ここに 2022 年までにやることを何か提言した方が良いという。

村委員

多分今のご指摘は4ページの2(1)の「高校における消費者教育の推進」ということで、高校生向けの緊急課題ということなので、他に散らばせるとボケちゃうかなという危険があるので。高校におけるが良いかどうかはわかりませんが、高校生向けに早急にやらなきゃいけないことをまとめてどこかに書かないといけないかなと思います。ご指摘のと

おりで早急にやならきゃいけないことは新年度からでもやっていただきたいですからね。

星野委員

4ページの2(1)とアの間の柱書みたいな形で少し今のことが書かれていると、緊急性が高いことがわかるのではないでしょうか。

田中部会長

高校でとにかく 2022 年までにやってもらうこととしては、教材を作って実施してね、ということを緊急にやってもらうというのが、骨子の内容ですよね。

事務局

そうですね、その方向が柱になります。

城田委員

実際、できることとしてもそういう内容になるのかなと思いますので、ここに書いていただいたのはいいのですが、今おっしゃっていただいたように、すごく 2022 年が肝なんだということが皆で共有できるように書ていただけると良いと思います。

事務局

そこは意識して、強調いたします。

村委員

多分4ページの2(1)の一番最初に緊急に対応すべきところという 内容を書いていただいて、アを下にずらすということで良いんじゃない でしょうか。イの一つ目の丸を移動させて、その他に必要なことがあれ ば付け足すとか。優先順位が一番高いわけですからね。

田中部会長

そうですね、はい。2022年を捉えると高校が大事なのでそこを一番目立つように書くべきだということですね。城田委員のご意見だったのでお尋ねしますが、高校における2022年までの緊急対策として他に何か特記しておくべきことはありますか。体験的教材を集中的にやろうということを謳っておりますが。

城田委員

上手くまとまらないのですが、体験教材の活用は一つの手法なんだけれども、教員への意識づけや生徒に向けての働きかけを集中的にやるべき時期なんだということを謳ってもらえるとなんとなく安心ができるんですけれども。それで、体験教材を市としては用意するので使ってくださいとなるんですかね。

村委員

まず、一番やらなきゃいけないのは「188 (イヤヤ)」の周知ですね。 学校の先生も生徒も知らないので、ともかく徹底した周知が必要だと思います。自分で考えていくことができるというのは時間がかかるので、 ともかく「188 (イヤヤ)」が一番最初じゃないんでしょうかね。「188 (イ ヤヤ)」自体も知らないし、そこに電話すると何がどうなるのかも皆知らないですよね。早急にやらなきゃいけないまず一番はそれだと思います。

田中部会長

どういう風にしましょうか。「188」を教えるということですかね。

村委員

そうですね、ともかく高校の先生や生徒に徹底して知ってもらうよう にしないといけないという感じが私にはあります。

田中部会長

そうですね。2022年に向けた緊急対策として、消費者ホットラインの 周知を入れましょうか。そのくらいであればできるでしょうし。

村委員

横浜市のセンターは相談体制で人を増やしてもらわなきゃいけないか もしれませんね。

田中部会長

相談が増えれば対応してくださるので、大丈夫ですよ。

事務局

私たちは結構センターの周知は力を入れてやっているんですね。なので、横浜市で言うと「188 (イヤヤ)」よりもうちのセンターの「6666」の番号の方が、結構知れているんですよ。この間、苦情がありまして、「188」と「6666」はどう違うのかと。今ちょっと考えているのは、村先生が言われたように、電話をするとどんなことがあるのかが分からないのかなという気がするので、センターに電話をするとこんなことがあって、こんな良いことがある、自分が助かるということがわかるようなことを教えたいなと思うのですが、その方法が広報物としてもアイディアがないのですが。どういう風にセンターが皆に対してアドバイスができるということを伝えようかなと今悩んでいる感じではあります。多分、「188 (イヤヤ)」といっても「そんな怪しいところにかけて大丈夫なの?」と思われても困るので。そこにかけるとちゃんとした人が出て、アドバイスをしてくれて、場合によっては力になってくれるということがわかるようなものをやりたいです。

田中部会長

念のための確認なのですが、市内から「188 (イヤヤ)」にかけると、 どこに繋がるんでしたっけ。上大岡に繋がるんでしたっけ。

事務局

それか、県のセンターかどちらかに繋がります。

城田委員

上大岡がふさがっていると、県に繋がるんですよね。

田中部会長

携帯からだとどうなるんでしょうか。どこに繋がるんですか。

村委員

要するに、「188 (イヤヤ)」に電話すると音声ガイダンスが出て郵便番号を聞かれます。その操作をすると自分が住んでいるところの最寄りの消費生活センター窓口で今空いているところに繋がります。だから、上大岡が繋がる状況であれば、そこに繋がりますし、そうでなければ県に繋がるし、土日の場合だと、土日の相談をやっているところに繋がる。そういう仕組みになっています。

田中部会長

わかりました。ありがとうございます。

佐藤委員

多分、昔私が消費者の仕事に関わった時に一番すっきりしたのは、行政の仕組みを知った時です。国センと市のセンターの違いも分からないし、県によっては消費者センターと名乗っていたり、総合センターと名乗っていたり。消費生活センターが行政の人たちが相談を受けている公的な施設なんだよ、ということがわかったときに、なるほどとストンと落ちたというか、わかったというか。ですので、「188 (イヤヤ)」というのを周知するのも大切なのですが、相談現場として市の施設があって、それが行政の機関なんですよ、というのがわかるような教育と言ってはおかしいですが、そういう打ち出しが必要なのかなと思います。

田中部会長

なるほど。それを周知しなさい、というのなら、現場でも対応できますよね。テストに出せば良いんですから。「横浜市における消費者被害対策のシステムについて 100 字以内で述べよ」みたいなね。

望月委員

私、港北区の消費生活推進員というのをやっておりまして。こういった広報誌「あゆみ」というのですが、消費生活推進員が1年間活動した内容を発表する予定で、今作成中なのですが。昨年、村先生にご講演いただきまして。どちらかというと高齢者向けの内容で、悪質商法に遭わないというものですけど。悪徳商法の犯罪件数などを記載して、1万数千部町内会向けに発行しています。その中に「188(イヤヤ)」と「6666」の番号を載せています。この1年間私が活動して思ったのは、こちらの「あゆみ」というのは高齢者向けなので、自分もシニアではないのですが、感じたことは若年層向けの消費生活の啓発というのも必要ということで、そういった広報も若者向けのものを発行して、消費者だという自覚を持ってもらう必要があると感じました。

田中部会長

他は皆さんいかがでしょうか。この議題について、事務局から何かありますか。

事務局

特にはございません。

田中部会長 第3章の議論はここまでにして、最後に事務局から、連総事項ということでよろしくお願いします。 接時間に減りありがとうございます。少しお時間をいただきまして、消費経済課で動画を作りましたので、そちらを観ていただければと思います。	 田中部会長	では、議論としてはこの程度でよろしいでしょうか。
田中部会長 第3章の議論はここまでにして、最後に事務局から、連絡事項ということでよろしくお願いします。 長時間に渡りありがとうございます。少しお時間をいただきまして、消費経済課で動画を作りましたので、そちらを観ていただければと思います。 本 啓発動画視聴 ~ 事務局 以上でございます。どうもありがとうございました。 田中部会長 最後のやつ(実写版)はどこで使っているのですか。 まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただくとか、そういうことを想定して作ったものです。 田中部会長 区役所の待合のところとかに流しても良いですね。 はい。今働きかけをしているところです。 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 「政策なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 田中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を	H 1 Hh 건 \K	
#務局 長時間に渡りありがとうございます。少しお時間をいただきまして、消費経済課で動画を作りましたので、そちらを観ていただければと思います。 ○ 啓発動画視聴 ○ 以上でございます。どうもありがとうございました。 日中部会長 最後のやつ(実写版)はどこで使っているのですか。 まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただくとか、そういうことを想定して作ったものです。 日中部会長 はい。今働きかけをしているところです。 おと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の最長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 それをやろうと思っております。 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。 消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 日治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		2 議題(3) その他
 事務局 長時間に渡りありがとうございます。少しお時間をいただきまして、消費経済課で動画を作りましたので、そちらを観ていただければと思います。	田中部会長	第3章の議論はここまでにして、最後に事務局から、連絡事項という
 消費経済課で動画を作りましたので、そちらを観ていただければと思います。 本 啓発動画視聴 ~ 以上でございます。どうもありがとうございました。 田中部会長 最後のやつ (実写版) はどこで使っているのですか。 事務局 まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただくとか、そういうことを想定して作ったものです。 田中部会長 はい。今働きかけをしているところです。 由中部会長 はい。今働きかけをしているところです。 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を 		ことでよろしくお願いします。
 消費経済課で動画を作りましたので、そちらを観ていただければと思います。 本 啓発動画視聴 ~ 以上でございます。どうもありがとうございました。 田中部会長 最後のやつ (実写版) はどこで使っているのですか。 事務局 まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただくとか、そういうことを想定して作ったものです。 田中部会長 はい。今働きかけをしているところです。 由中部会長 はい。今働きかけをしているところです。 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を 		
事務局 以上でございます。どうもありがとうございました。 田中部会長 最後のやつ(実写版)はどこで使っているのですか。 事務局 まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただくとか、そういうことを想定して作ったものです。 田中部会長 区役所の待合のところとかに流しても良いですね。 事務局 はい。今働きかけをしているところです。 田中部会長 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の延長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 田中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を	事務局	
 本 啓発動画視聴 ~ 財上でございます。どうもありがとうございました。 田中部会長 最後のやつ(実写版)はどこで使っているのですか。 事務局 まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただくとか、そういうことを想定して作ったものです。 田中部会長 区役所の待合のところとかに流しても良いですね。 はい。今働きかけをしているところです。 田中部会長 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 「回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を 		
事務局 以上でございます。どうもありがとうございました。 田中部会長 最後のやつ(実写版)はどこで使っているのですか。 まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただくとか、そういうことを想定して作ったものです。 田中部会長 区役所の待合のところとかに流しても良いですね。 はい。今働きかけをしているところです。 助と、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 本形が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 本花をやろうと思っております。 「関版なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 田中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		
田中部会長 最後のやつ(実写版)はどこで使っているのですか。 まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただくとか、そういうことを想定して作ったものです。 田中部会長 区役所の待合のところとかに流しても良いですね。 す務局 はい。今働きかけをしているところです。 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 本れをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		A
田中部会長 最後のやつ(実写版)はどこで使っているのですか。 まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただくとか、そういうことを想定して作ったものです。 田中部会長 区役所の待合のところとかに流しても良いですね。 す務局 はい。今働きかけをしているところです。 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 本れをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を	事務局	 以上でございます。どうもありがとうございました。
事務局 まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただくとか、そういうことを想定して作ったものです。 田中部会長 区役所の待合のところとかに流しても良いですね。 事務局 はい。今働きかけをしているところです。 田中部会長 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 田中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		
日中部会長 区役所の待合のところとかに流しても良いですね。 事務局 はい。今働きかけをしているところです。 田中部会長 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を	田中部会長	最後のやつ(実写版)はどこで使っているのですか。
日中部会長 区役所の待合のところとかに流しても良いですね。 事務局 はい。今働きかけをしているところです。 田中部会長 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		
田中部会長 区役所の待合のところとかに流しても良いですね。 はい。今働きかけをしているところです。 田中部会長 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 本れをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を	事務局	まだ活用はしていないのですが、推進員さんたちの会合で観ていただ
 事務局 はい。今働きかけをしているところです。 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を 		くとか、そういうことを想定して作ったものです。
 事務局 はい。今働きかけをしているところです。 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を 		F41年の仕入の1~7121~151~151~151~
田中部会長 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を	田中部会長	区位所の付合のところとかに流しても良いですね。
田中部会長 あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれませんね。「188」なら覚えやすいですが。 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を	事務局	はい。今働きかけをしているところです。
生せんね。「188」なら覚えやすいですが。 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局	1 1537/13	
 佐藤委員 市の方で地域の自治会との関係はあるのでしょうか。というのは、今年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を 	田中部会長	あと、最後のセンターの電話番号はメモするには時間が短いかもしれ
 年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 とれをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を 		ませんね。「188」なら覚えやすいですが。
 年私が町内の班長のようなものをやるのですが。地域の人たちが月に1回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 事務局 とれをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を 		
回会合をやっていたり、夏にはお祭りとかやっているわけですけど。そういう自治会の仕組みに乗っかっていくということは考えられないでしょうか。 春務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 田中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を	佐藤委員	
す務局 それをやろうと思っております。 それをやろうと思っております。 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		
まうか。 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		
事務局 それをやろうと思っております。 佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 由中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		
佐藤委員 回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなものを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		
のを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 田中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を	事務局	それをやろうと思っております。
のを自治会の組織の中に取り込んで、5分でも10分でも話をするなり啓発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 田中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		
発するなり、チラシを町内にまいてもらうなり、落とし込めると良いなと思いました。 田中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を	佐藤委員	回覧板なんかもそこで回っているわけですが。消費者被害みたいなも
と思いました。 田中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		
田中部会長 自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報なんかも自治会を		
		と思いました。
	田中部会長	自治会町内会とは行政はすでに連携していて、広報かんかも自治会を
	H-1 H-1 TX	通して配布してもらったりしていますし。望月委員がなさっている消費

	生活推進員も自治会町内会によって選んでいただいていて。そういう風にリンクしています。そして、自治会町内会に入らない方は、漏れちゃっていますね。あと、自治会町内会によって活動の濃淡があって非常に活発なところもあれば、そうでないところもあるというところです。そういう組織に行政の話しをおろしていくのは割と容易にできることかなと思います。
佐藤委員	すいません。動画を観て、そういうところに映していけると良いかな と思いまして。
事務局	どうもありがとうございました。
田中部会長	その他の事務連絡がありましたら、お願いします。
事務局	本日いただいたご意見につきましては、事務局でまとめまして、最終的な骨子の確定につきましては、皆様方からいただいた意見をまとめていくという形を取るんですけれども、最終的には田中部会長に一任いただくということで進めさせていただいてよろしいでしょうか?
	3 閉会
田中部会長	以上で本日の議題はすべて終了となります。それではこれで、第4回 施策検討部会を閉会いたします。お疲れ様でした。
資料	議事次第 資料1 第12次横浜市消費生活審議会施策検討部会委員名簿 資料2 第12次横浜市消費生活審議会報告 「若年者の消費者教育の在り方」骨子(案) 別紙 第1章 横浜市における若者の消費生活相談の現状(補足資料)